

安城市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

安城市長 三星元人

安城市規則第15号

安城市庁舎管理規則の一部を改正する規則

安城市庁舎管理規則（昭和40年安城市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この規則において「庁舎」とは、安城市役所庁舎その他市の事務の用に供する建物をいう。ただし、条例又は他の規則で管理に関して定めのあるものを除く。

2 この規則において「庁舎等」とは、庁舎及び庁舎に付随する工作物並びにその敷地で、市長の管理に属するものをいう。

第3条の見出しを「（庁舎等管理者）」に改め、同条第1項を次のように改める。

庁舎等の管理を行うため庁舎管理者を置き、総務部行政課長をもって充てる。

第3条第2項中「に管理者」を「（各課等における事務の用に供する部分及びこれに付随する窓口の部分を行い、各課等の事務において使用する会議室を含む。以下同じ。）の管理を行うため室管理者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 庁舎管理者及び室管理者の出張、病気その他不在の場合に備えて、その代理者を置くものとし、各課等の課長補佐又は係長（これらに相当する職を含む。）をもって充てる。

第4条及び第5条ただし書中「市長」を「庁舎管理者」に改める。

第6条ただし書中「秩序維持」を「秩序の維持」に、「市長」を「庁舎管理者（各室における行為にあつては室管理者）」に改め、同条に次の1号を加える。

（6）撮影、録音、録画、放送その他これらに類する行為（報道機関が行うもの、市の職員が職務上行うものその他公務上支障がないものとして市長が認めるも

のを除く。)

第7条中「第6条ただし書」を「前条ただし書」に、「市長の」を「庁舎管理者又は室管理者（以下「庁舎等管理者」という。）の」に、「許可申請書に市長」を「庁舎等行為許可申請書（様式第1）に庁舎等管理者」に、「までに市長」を「（庁舎等管理者がやむを得ないと認める場合は、当該行為をしようとするとき）までに庁舎等管理者」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、庁舎等管理者が書面による申請をする暇がないと認めるときは、口頭により申請を行うことができる。

第8条を次のように改める。

（許可条件）

第8条 庁舎等管理者は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを許可し、庁舎等行為許可書（様式第2）により申請者に通知するものとする。この場合において、庁舎等管理者はその許可に必要な条件を付することができる。

2 庁舎等管理者は、前項の許可の条件に違反する者があるときは、次に掲げる措置をとることができる。

（1）必要な是正内容を決定し、庁舎等行為是正措置命令書（様式第3）により当該違反する者に命じること。

（2）許可の条件を変更し、庁舎等行為許可条件変更書（様式第4）により当該違反する者に通知すること。

（3）許可を取り消し、庁舎等行為許可取消書（様式第5）により当該違反する者に通知すること。

3 第1項の許可及び前項各号の措置は、書面を交付する暇がないときは、口頭により行うことができる。

第9条中「多数の者が、」を「庁舎管理者は、多数の者が」に改め、「市長は」を削る。

第10条の見出し中「室」を「各室」に改め、同条中「市長」を「庁舎等管理者」に、「災害防止」を「災害の防止」に、「室」を「各室」に改める。

第11条中「庁舎等内」を「庁舎等」に改め、同条第8号中「強要する」を「強要し、乱暴な言動をし、又は嫌悪の情を催させる行為をする」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

（9）正当な理由なく庁舎の出入口の閉鎖後又は休日に庁舎に立ち入り、又は立ち

入ろうとする行為

第12条第1項中「市長」を「庁舎管理者」に、「（第5条ただし書及び第6条ただし書の規定により許可した者の行為を含む。）に対し庁舎等内」を「に対し、庁舎等」に改め、「、許可若しくは承認を取り消し」を削り、同条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 室管理者は、庁舎内の各室において、第6条及び前条に違反する行為をしたと認められる者に対し、当該各室への立入りを拒否し、その行為を禁止し、又は退去若しくは物件の撤去を命ずることができる。

3 前2項に規定する退去又は物件の撤去の命令は、退去・撤去命令書（様式第6）により行うものとする。ただし、書面を交付する暇がないときは、口頭により行うことができる。

第13条の見出しを「（出入口の開閉）」に改め、同条第1項中「は、午前8時」を「（職員通用口その他庁舎管理者が必要と認める出入口を除く。）は、午前9時」に、「午後5時45分」を「午後4時45分」に改める。

第19条を次のように改める。

（休日等の庁舎への立入り）

第19条 庁舎管理者その他庁舎の管理に従事する者は、休日又は出入口の閉鎖後において、必要があると認めるときは、庁舎に立ち入ろうとする者に対して、その者の氏名及び用件を明らかにすることを求めることができる。

附則の次に次の6様式を加える。

様式第 1 (第 7 条関係)

庁舎等行為許可申請書

年 月 日

庁舎等管理者

申請者 住 所
(所 属)
氏 名
電 話

安城市庁舎管理規則第 7 条の規定により下記のとおり申請します。

記

行おうとする 行為	
場所	
期間	年 月 日から 年 月 日まで
目的	
その他	

様式第 2 (第 8 条関係)

庁舎等行為許可書

年 月 日

様

庁舎等管理者

年 月 日付けで申請のありました下記のことについて、安城市庁舎管理規則第 8 条第 1 項の規定により下記のとおり許可します。

記

許可する行為	
場所	
期間	年 月 日から 年 月 日まで
条件	

様式第3（第8条関係）

庁舎等行為是正措置命令書

年 月 日

様

庁舎等管理者

年 月 日付けで許可しました下記のことについて、安城市庁舎管理規則第8条第2項の規定により下記のとおり是正措置を命じます。

記

許可内容
是正内容
是正理由

様式第4（第8条関係）

庁舎等行為許可条件変更書

年 月 日

様

庁舎等管理者

年 月 日付けで許可しました下記のことについて、安城市庁舎管理規則第8条第2項の規定により下記のとおり変更します。

記

許可内容
許可条件（変更前）
許可条件（変更後）
理由

様式第 5 (第 8 条関係)

庁舎等行為許可取消書

年 月 日

様

庁舎等管理者

年 月 日付けで許可しました下記のことについて、安城市庁舎管理規則第 8 条第 2 項の規定により下記のとおり許可を取り消します。

記

許可内容
理由

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、同年6月1日から施行する。